

水道料金を改定します

●問合先 上下水道課上水道グループ (☎ 38-5815)

岩倉市の水道料金は、消費税の増税に伴う改正を除き、17年以上据え置いています。近年では、節水型機器の普及やライフスタイルの変化などにより、収入が減少していることに加え、水道管の更新工事の実施や、物価高騰の影響などにより、支出が増加しており、水道事業の経営は大変厳しいものとなっています。

このような状況を改善し、将来にわたり安定的な水道サービスを提供するために、令和8年10月1日(木)から水道料金を改定します。

改定前後の料金表 (2カ月料金計算・税別)

現行

用途	基本水量	基本料金	超過料金 (1㎡につき)	
			水量区分	料金
家事用 営業用 官公署用	10㎡以下	1,000円	11～20㎡	80円
			21～40㎡	105円
			41～60㎡	125円
			61～80㎡	160円
			81～100㎡	190円
			101㎡以上	215円
湯屋用	20㎡以下	1,800円	11㎡以上	90円
臨時用	基本料金なし		215円	

メーター使用料

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用料	80円	120円	160円	200円	300円	800円	2,000円

※消費税及び地方消費税を加算した後10円未満切り捨て

新料金

用途	基本料金		従量料金 (1㎡につき)	
	メーター口径	料金	水量区分	料金
一般用	13mm	1,060円	10立方メートルまで	40円
	20mm	1,100円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	84円
			20立方メートルを超え 40立方メートルまで	110円
	30mm	2,540円	40立方メートルを超え 60立方メートルまで	131円
			60立方メートルを超え 80立方メートルまで	168円
	50mm	7,140円	80立方メートルを超え 100立方メートルまで	200円
			100立方メートルを超える	226円
臨時用	1立方メートルにつき		226円	

※消費税及び地方消費税を加算した後1円未満切り捨て
(水道料金・下水道使用料共通)

※メーター使用料は廃止

計算例

口径20mmで2カ月に47㎡使用した場合

基本料金	口径 20mm	550円 × 2カ月 = 1,100円
従量料金	～10㎡	40円 × 10㎡ = 400円
	11～20㎡	84円 × 10㎡ = 840円
	21～40㎡	110円 × 20㎡ = 2,200円
	41～47㎡	131円 × 7㎡ = 917円

計(税抜き)	5,457円
消費税(10%)	545円
請求金額	6,002円 (1円未満切り捨て)
【参考】現行料金	5,380円 (10円未満切り捨て)
差額	+622円

料金の改定時期

偶数月検針地区は令和8年12月検針(10・11月使用分)、

奇数月検針地区は令和9年1月検針(11・12月使用分)から新料金になります。

	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月
偶数月検針	← 現行料金	← 新料金		●12月検針	新料金 (10～11月分) の請求月	
奇数月検針	← 現行料金		← 新料金		●1月検針	新料金 (11～12月分) の請求月

令和8年10月1日改定日

★令和8年度は、国の交付金を活用して、**水道料金の基本料金の半額を1年間免除**することで、負担の軽減を図ります。